

(別紙2) 狩猟事故共済普通保険約款の変更内容（対比表） (*変更箇所は赤字・下線による。)

変更前	変更後
第1章 総則	
第1条 (この保険の趣旨)	(削除) 第1条 (趣旨) 1 この保険は一般社団法人大日本猟友会（以下、「本会」という。）が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の会員の構成員（以下、「構成員」という。）のうち、この保険契約を締結した者（以下、「契約者構成員」という。）の相互扶助の理念に即し、生活の安定と福祉の増進を図るため、狩猟事故による損害に備えるためのものである。 2 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって、 <u>契約者構成員が金銭的利益を得るような共済は行わない。</u>
第2条 (用語の定義)	
本保険普通保険約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。	
(1) 会員 本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県猟獣団体	本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県猟獣団体
(2) 構成員 本会の会員である都道府県猟獣団体に属する狩猟者	(2) 構成員 本会の会員である都道府県猟獣団体に属し、当団体を通じ本会の定める構成員納入金（本保険掛金を含む。）を納入した者
(3) 契約者構成員 本会の構成員のうち本保険契約を締結した構成員	(削除)
(4) 被保険者 本保険の保障の対象となるものをいい、 <u>契約者構成員</u> のことを指す。	(3) 被保険者 本保険の被保険の対象となる者をいい、 <u>保険契約者</u> のことを指す。
(5) 従たる被保険者 被保険者である <u>契約者構成員</u> と住居及び家計を共にする親族	(削除)
(6) 保険期間 本会が保険責任を負う期間をいう。 <u>狩猟者登録を行う地区ごとの保険期間の詳細は本約款第3条に定める。</u>	(4) 保険期間 本会が保険責任を負う期間をいい、詳細は第3条に定める。
(7) 獣行為 次に掲げる行為をいう。 ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）に定める狩猟の期間中に行う狩猟鳥獣の捕獲行為 イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣捕獲行為（学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的、その他法第9条第1項に基づき環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等のための許可を受けている場合に限る。） ウ 法第14条の二第9項の規定により法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされる者の従事者として行う鳥獣捕獲行為 エ 銃刀法に基づく指定射撃場における射撃行為 オ 前ア、イ及びウに掲げる行為について「行為中」とは、法令に基づく鳥獣捕獲の方法を行っている間（イ及びウについては、行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」中も含む。）をいう。	(5) 獣行為 次に掲げる行為をいう。 ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）に定める狩猟期間中に行う <u>法定獵法</u> による狩猟鳥獣の捕獲等の行為 イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為 ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等の行為 (削除) (削除)
	(6) 獣行為中 前号に掲げる鳥獣の捕獲等の方法を行っている間で、獵場（狩猟を行おうとする場所）に足を踏み入れてから獵場を離れるまでを指し、獵場での獵物の運搬・解体並びにわな獵・網獵の場合のわな・網

<p>(8) 狩猟者登録 法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること。</p> <p>(9) 他人 <u>契約者構成員以外の人間で、かつ、契約者構成員と住居及び家計を共にする親族以外の人間をいう。</u></p> <p>(10) 遺族 <u>労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族の範囲および順位をいう。</u></p> <p>(11) 審査委員会 本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会をいう。</p> <p>第3条（保険期間）</p> <p>1 保険期間（本会が契約者構成員に対し保険責任を負う期間をいう。以下、同じ。）は、当該年度の狩猟期間の始期（北海道は、10月1日、内地（沖縄県を含む。）は、11月15日）から翌年度の狩猟期間の始期の前日までとする。ただし、保険期間中に起きた事故による損害については、保険期間終了後も、本保険の給付対象となる。</p> <p>2 北海道の狩猟者登録を受けた内地移住者の保険期間は、前項の規定にかかわらず10月1日から翌年11月14日までとする。</p> <p>3 放鳥銃獵区（法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獸された狩猟鳥獸の捕獲を目的とする獵区をいう。）に係る狩猟者登録を受けた内地移住者（前項に該当する者を除く。）の保険期間は、第1項の規定にかかわらず、当該獵区に入獵する場合に限り、その獵区の狩猟期間の始期から、翌年11月14日までとする。</p> <p>4 青森、秋田及び山形の各県の狩猟者登録を受けた内地移住者（前2項に該当する者除く。）の保険期間は、第1項の規定にかかわらず11月1日から翌年11月14日までとする。</p> <p>5 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獸保護管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間の始期より前に設定した都道府県においての狩猟者登録を受けた者（前3項に該当する者を除く。）の保険期間は、第1項の規定にかかわらず、当該都道府県で狩猟する場合に限り、その都道府県の狩猟期間の始期からその狩猟者登録を受けた者の居住地の翌年度の狩猟の始期の前日までとする。</p> <p>第4条（保険金の支払事由）</p> <p>1 他損事故保険金 被保険者が狩猟行為中の事故において、または第1種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む。）に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき（以下、「他損事故」という。）は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。</p>	<p>の設置及び設置後の見回り時を含み、獵場以外での交通乗用具利用時は含まない。また、前号イ及びウに掲げる行為に限り、関係行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」を含む。</p> <p>(7) 狩猟者登録 法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 審査委員会 本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会</p> <p>第3条（保険期間）</p> <p>1 保険期間は、被保険者が狩猟免許の交付を受けた都道府県ごとに、次の1年間とする。</p> <p>(1) 北海道 10月1日から翌年の9月30日まで</p> <p>(2) 青森県、秋田県及び山形県 11月1日から翌年の10月31日まで</p> <p>(3) その他の都府県 11月15日から翌年の11月14日まで</p> <p>2 特例として、新規保険加入者に限り、次の期間に起きた事故についても本保険の給付対象とする。</p> <p>(1) 他の都道府県に狩猟登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟を行う場合</p> <p>(2) 放鳥獵区（法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獸された狩猟鳥獸の捕獲を目的とする獵区をいう。）において、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟を行う場合</p> <p>(3) 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獸管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間より前に始期を設定した都道府県に狩猟者登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟を行う場合</p> <p>第4条（保険金の支払事由）</p> <p>1 他損事故保険金 被保険者が狩猟行為中又は銃刀法に基づく指定射撃場（以下、「指定射撃場」という。）における射撃練習中の事故（第1種又は第2種銃獵構成員である被保険者が飼育・使用する獵犬及び被保険者が設置したわな等にかかった動物による咬刺傷等を含む。）において、もしくは第1種銃獵構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む。）に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき（以下、「他損事故」という。）は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。ただし、公務員又はそれに準じる者であって、公務として従事する狩猟行為中の事故については、法令等に基づいて国又は地方公共団体から賠償又は補償が行われた場合は、保険金の全部又は一部を支給しない。（以下、この条について同じ。）</p>
--	---

<p>2 自損事故保険金</p> <p>(1) 被保険者が狩猟行為中の事故により、被保険者自身の生命、身体を害したとき（以下、「自損事故」という。）は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。</p>	<p>2 自損事故保険金</p> <p>被保険者が狩猟行為中の事故（第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する獣犬、野生鳥獣、わな等にかかった動物及びマムシ・スズメバチ等の有毒生物による咬刺傷等を含む。）により、被保険者自身の生命又は身体を害したとき（以下、「自損事故」という。）は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。</p>
<p>(2) 被保険者が狩猟行為中の事故により、または第1種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む。）に起因する事故において、従たる被保険者の自身の生命、身体を害したときは、本会は、従たる被保険者に対して本約款に定める基準に従って保険金を給付する。</p>	<p>(2) (削除)</p>
<p>3 狩猟行為中疾病死亡保険金</p> <p>被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から7日以内に死亡したときは本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。</p>	<p>3 狩猟行為関連疾病死亡保険金</p> <p>被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症し30日以内に死亡したとき、あるいは、狩猟行為中の受傷や野生鳥獣との接触等に起因する疾病（ただし、捕獲した野生鳥獣を食したことによる感染症等は含まない。）により発症から180日以内に死亡したときは、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。</p>
<p>第5条（支払う保険金の額 -他損事故保険金）</p> <p>1 他損事故による死亡</p> <p>被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準（本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準）により算定した損害額を保険金として給付する。</p>	<p>第5条（支払う保険金の額 -他損事故保険金）</p> <p>1 他損事故による死亡</p> <p>被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、被害者が死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準（本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準）により算定した損害額を保険金として給付する。</p>
<p>2 他損事故による傷害</p> <p>被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準（本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準）により算定した損害額を保険金として給付する。</p>	<p>2 他損事故による傷害</p> <p>被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準（本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準）により算定した損害額を保険金として給付する。</p>
<p>3 他損事故による後遺障害</p> <p>被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を前項で算定した金額に付加して給付する。</p>	<p>3 他損事故による後遺障害</p> <p>被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を、前項で算定した金額に付加して給付する。</p>
<p>4 係争等にかかる弁護士費用</p> <p>第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算する。</p>	<p>4 被害者が親族の場合の事故</p> <p>前3項の規定にかかわらず、被害者が被保険者と住居及び家計を共にする親族の場合には、第6条第1項から第3項の自損事故保険金として定める基準により算定した損害額を保険金として給付する。</p>
<p>5 支払保険金の限度額</p> <p>第1項から第4項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに、合算して4,000万円を限度とする。</p>	<p>5 係争等にかかる弁護士費用</p> <p>第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算することができる。</p>
<p>6 支払保険金の限度額</p> <p>第1項から第4項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに、合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた親族1名ごとに合算して300万円を限度とする。</p>	<p>6 支払保険金の限度額</p> <p>第1項から第4項及び第5項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた親族1名ごとに合算して300万円を限度とする。</p>
<p>第6条（支払う保険金の額 -自損事故保険金）</p> <p>1 自損事故による死亡</p> <p>被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、事故のあった日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。</p>	<p>第6条（支払う保険金の額 -自損事故保険金）</p> <p>1 自損事故による死亡</p> <p>被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、事故のあった日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。</p>
<p>2 自損事故による傷害</p> <p>被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従た</p>	<p>2 自損事故による傷害</p> <p>被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その傷害が原因で通</p>

<p>る被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その傷害が原因で平常の生活又は業務に服すことができない場合は、事故のあつた日から180日を限度として、1日につき3,000円を、傷害を被った部位およびその症状に応じた別表2に定める日数を乗じた金額を保険金として給付する。</p>	<p>算7日以上通院又は入院したときは、180日を限度として、その日数（ただし、傷害を被った部位及びその症状に応じて別表2に定める日数を限度とする。）に1日につき3,000円を乗じて算定した金額を保険金として給付する。</p>
<p>3 自損事故による後遺障害 被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その直接の結果として被保険者自身が後遺症を残したときは、別表3に定める区分にしたがい保険金を給付する。</p>	<p>3 自損事故による後遺障害 被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その直接の結果として後遺症を残したときは、別表3に定める区分に従って保険金を給付する。</p>
<p>4 支払保険金の限度額 第1項から第3項の給付は、1回の事故につき、合算して300万円を限度とする。</p>	<p>4 支払保険金の限度額 第1項から第3項の給付は、1回の事故につき合算して300万円を限度とする。</p>
<p>5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額 被保険者が第4条第2項の傷害を被った時すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第4条第2項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第4条第2項の傷害が重大となった場合は、本会は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。</p>	<p>5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額 被保険者が第4条第2項の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、もしくは、同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害又は疾病の影響により傷害が重大となった場合には、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。</p>
<p>6 治療を怠ったことによる減額 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと又は契約者構成員もしくは保険金を受け取るべき者が治療させなかつたことにより第4条第2項の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払う。</p>	<p>6 治療を怠ったことによる減額 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、もしくは、被保険者又は保険金を受け取るべき者が治療させなかつたことにより第4条第2項の傷害が重大となった場合にも、前項と同様の方法で支払う。</p>
<p>第7条（支払う保険金の額 - 狩猟行為中疾病死亡保険金） 被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から7日以内に死亡したときは、100万円を自損疾病死亡保険金として給付する。</p>	<p>第7条（支払う保険金の額 - 狩猟行為関連疾病死亡保険金） 被保険者が第4条第3項に定める疾病により死亡したときは、次の金額を保険金として給付する。 (1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症した持病等に起因する疾病により30日以内に死亡したとき 20万円 (2) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の受傷等や野生鳥獣との接触等に起因する疾病（捕獲した野生鳥獣を食したことによるもののは除く。）により180日以内に死亡したとき 100万円</p>
<p>第8条（保険金を支払わない場合） 次の各号の事由によって生じた事故については、本会は、保険責任を負わない。 (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故 (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故 (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故 (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故 (5) 被保険者が銃刀法に定める許可（以下「所持の許可」という。）を受けないで所持する銃器によって生じた事故 (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故 (7) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中（銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む。）に起因する他損事故を除く。）の事故 (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故 (9) 被保険者の使用する獵犬の咬傷による他損事故（当該獵犬の咬</p>	<p>第8条（保険金を支払わない場合） 次の各号の事由によって生じた事故については、本会は保険責任を負わない。 (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故 (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故 (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故 (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けないで鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故 (5) 被保険者が銃刀法に定める許可（以下「所持の許可」という。）を受けないで所持する銃器によって生じた事故 (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故 (7) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中（銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射（暴発を含む。）に起因する他損事故を除く。）の事故 (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故 (9) 第1種又は第2種銃刀法に定める許可（以下「所持の許可」という。）を受けないで所持する銃器によって生じた事故</p>

<p><u>傷による他損事故について、過去に保険金の給付を行っている場合に限る。)</u></p>	<p><u>犬の咬傷等による事故のうち、当該獣による事故に関し過去に保険金の給付を行っているもの</u></p>
<p>第 9 条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）</p>	<p>第 9 条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）</p>
<p>1 本会で保険金を支払う<u>第 5 条</u>の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。</p>	<p>1 本会で保険金を支払う<u>第 4 条第 1 項</u>の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。</p>
<p>2 本会で保険金を支払う<u>第 5 条</u>の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。</p>	<p>2 第 1 項に定める支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。</p>
<p>第 10 条（保険料の払込方法）</p>	<p>第 10 条（保険料の払込等）</p> <p><u>当保険の申込については、本会の構成員が都道府県狩猟団体を通じて現金の一括払いにより構成員納入金を払い込むことにより、当保険の保険料を払い込んだものとする。保険料を払い込んだ構成員には、保険契約者証等を交付する。</u></p>
<p>第 11 条（詐欺による取消）</p>	<p>第 11 条（詐欺による取消）</p> <p>保険契約の締結に際して、<u>契約者構成員、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。</u></p>
<p>第 12 条（不法取得目的による無効）</p>	<p>第 12 条（不法取得目的による無効）</p> <p><u>被保険者が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。</u></p>
<p>第 13 条（告知義務）</p>	<p>第 13 条（告知義務）</p> <p>保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、申込書または告知書において本会が告知事項として質問した事項については、<u>契約者構成員または被保険者はその書面により告知することを要する。</u></p>
<p>第 14 条（通知義務）</p>	<p>第 14 条（通知義務）</p> <p>被保険者は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、<u>所属する都道府県狩猟団体を通じて、遅滞なく本会に通知しなければならない。</u></p>
<p>(1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき (2) 契約者構成員が住所または通知先を変更したとき</p>	<p>(1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき (2) 住所又は通知先を変更したとき</p>
<p>第 15 条（告知義務違反による解除）</p>	<p>第 15 条（告知義務違反による解除）</p>
<p>1 契約者構成員または被保険者が、<u>第 13 条の規定により本会が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、本会は、将来に向って保険契約を解除することができる。</u></p> <p>2 本会は、<u>保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができる。この場合、本会は保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていたときは、本会は、その全額の返還を請求することができる。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたときは、本会は、保険金を支払う。</u></p>	<p>1 被保険者が第 13 条の規定により本会が告知を求めた事項について故意又は重大な過失により事実を告げなかつた場合、あるいは、事実でないことを告げた場合には、本会は将来に向かつて保険契約を解除することができる。</p> <p>2 この場合、本会は保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができ、保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていた場合には、その全額の返還を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつた場合には、保険金を支払う。</p>

<p>4 保険契約の解除は、<u>契約者構成員</u>に対する通知により行う。</p> <p>第 16 条（告知義務違反による解除ができない場合）</p> <p>本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた<u>ときまたは過失</u>により知らなかっ<u>たとき</u> (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。）が、<u>契約者構成員または被保険者</u>が解除の原因となる事実の告知を妨げた<u>とき</u> (3) 保険媒介者が、<u>契約者構成員または被保険者</u>に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと<u>または</u>事実でないこの告知をすることを勧めた<u>とき</u> (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して 1 か月を経過した<u>とき</u> (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して 2 年を超えて有効に継続した<u>とき</u> <p>第 17 条（重大事由による解除）</p> <p>1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、<u>保険契約を将来に向けて解除することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>被保険者</u>が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致（未遂を含む。）した場合 (2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致（未遂を含む。）した場合 (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含む。）があつた場合 (4) 前 3 号のほか、<u>被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前 3 号の事由と同等の重大な事由があつた場合</u> <p>2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合は保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができる。</p> <p>3 本条による解除は、<u>被保険者</u>に対する通知によって行う。</p> <p>第 18 条（受益資格の得喪）</p> <p><u>被保険者</u>は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格（以下、「受益資格」という。）を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第 6 条に定める自損事故又は第 7 条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。</p> <p>第 19 条（保険契約の解約）</p> <p><u>被保険者</u>は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効 (2) 狩猟者登録の抹消、取消 <p>第 20 条（保険料の返戻 <u>契約者構成員による解約の場合</u>）</p> <p>前条の規定により保険契約を解約する場合、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。</p>	<p>4 保険契約の解除は、<u>被保険者</u>に対する通知により行う。</p> <p>第 16 条（告知義務違反による解除ができない場合）</p> <p>本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合又は過失により知らなかっ<u>た場合</u> (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。）が、<u>被保険者</u>が解除の原因となる事実の告知を妨げた場合 (3) 保険媒介者が、<u>被保険者</u>に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと<u>又は</u>事実でないこの告知をすることを勧めた場合 (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して 1 か月を経過した場合 (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して 2 年を超えて有効に継続した場合 <p>第 17 条（重大事由による解除）</p> <p>1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、<u>保険契約を将来に向けて解除することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>被保険者</u>が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致（未遂を含む。）した場合 (2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致（未遂を含む。）した場合 (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含む。）があつた場合 (4) 前 3 号のほか、<u>被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前 3 号の事由と同等の重大な事由があつた場合</u> <p>2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合は保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができる。</p> <p>3 本条による解除は、<u>被保険者</u>に対する通知によって行う。</p> <p>第 18 条（受益資格の得喪）</p> <p><u>被保険者</u>は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格（以下、「受益資格」という。）を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第 6 条に定める自損事故又は第 7 条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。</p> <p>第 19 条（保険契約の解約）</p> <p><u>被保険者</u>は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効 (2) 狩猟者登録の抹消、取消 <p>第 20 条（保険料の返戻）</p> <p>前条の規定により保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。</p>
--	---

<p>第 21 条（損害防止義務）</p> <p>被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止し、これを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠ったときは、本会は、<u>保険責任を負わない</u>ことがある。</p>	<p>第 21 条（損害防止義務）</p> <p>被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止しこれを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠った場合には、本会は<u>保険責任を負わない</u>ことがある。</p>
<p>第 22 条（事故発生概況報告）</p> <p>1 <u>契約者構成員または被保険者は、事故が発生したときは、事故のあった日から 30 日以内に、都道府県獣友会長を経由して、事故発生概況報告書をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>契約者構成員または被保険者が正当な理由なく前項の報告を怠ったときは、本会は保険金支払の責に任じない</u>ことがある。</p>	<p>第 22 条（事故発生概況報告）</p> <p>1 被保険者又はその遺族は、事故が発生したときは、事故のあった日から 30 日以内に、都道府県獣友団体を経由して、事故発生概況報告書を提出しなければならない。<u>ただし、被保険者の事故による重度の受傷等により提出が著しく困難である場合はその限りではない。</u></p> <p>2 被保険者又はその遺族が正当な理由なく前項の報告を怠った場合には、本会は保険金支払の責に任じないことがある。</p>
<p>第 23 条（保険金の請求）</p> <p><u>本普通保険約款に基づき、被保険者または被保険者の遺族が保険金を請求する場合は、事故発生後 1 ヶ年以内に別表 4 に定める書類および本会が必要に応じて求めるその他の書類を本会に提出しなければならない。</u></p>	<p>第 23 条（保険金の請求）</p> <p>1 被保険者又はその遺族が保険金を請求する場合には、事故発生後 1 ヶ年以内に、別表 4 に定める書類及び本会が必要に応じて求めるその他の書類を提出しなければならない。</p> <p>2 被保険者が意識不明等により請求することができない場合には、その成年後見人からの請求により成年後見人に保険金を支払うことができる。成年後見人からの請求が困難な場合には、その遺族に当たる全員が連署した書面により選任した代表者が請求できるものとし、この場合、別表 4 に定める書類のほか本会が必要に応じて求める書類を提出しなければならない。</p> <p>3 被保険者に本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合の他損事故保険金の請求については、当該損害保険会社から必要書類を添付の上請求することができるものとする。</p>
<p>第 24 条（保険金の支払時期）</p> <p>1 本会は、保険金の請求を受けたときは、審査委員会で共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から 90 日以内に都道府県獣友会長を経由して、<u>被保険者又はその遺族に保険金を給付する。</u></p> <p>2 前項の確認をするため特別な照会または調査が不可欠な場合は、前項の規定にかかわらず、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者会員または保険金受取人に対して通知するものとする。</p> <p>3 <u>前条及び前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者会員または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかつた場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間については、第 1 項の期間に算入しないものとする。</u></p>	<p>第 24 条（保険金の支払時期等）</p> <p>1 本会は、保険金の請求を受けたときは、審査委員会で保険金の給付額を裁定し、当該請求を受理した日から原則として 90 日以内に、被保険者、その遺族、遺族の代表者又は成年後見人（以下、「被保険者等」という。）の指定する預貯金口座への振込みにより保険金を支払う。</p> <p>2 前項の裁定をするため特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、確認が必要な事項及びその裁定を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定による照会又は調査に際し、<u>被保険者等が正当な理由なく当該確認を妨げもしくはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかつた場合を含む。）には、これにより確認が遅延した期間について、第 1 項の期間に算入しないものとする。</u></p> <p>4 <u>前条第 3 項の損害保険会社による請求によらず、被保険者自らの請求による他損事故保険金を被保険者に支払う場合には、当該被保険者の被害者に対する事故賠償金の支払いを確認した上でこれを行うものとする。</u></p>
<p>第 25 条（保険金支払後の保険契約）</p> <p>第 5 条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。</p>	<p>第 25 条（保険金支払後の保険契約）</p> <p>第 5 条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。</p>
<p>第 26 条（保険契約の更新）</p> <p>1 本会は、<u>契約者構成員に対して、保険期間の満了日までに更新前契約の満了および更新について通知する。</u></p> <p>2 契約者構成員は、契約を更新しない場合、もしくは契約内容の変更（第 13 条に定める告知事項の変更を含む。）を求める場合には、<u>保険期間の満了日までに本会へ通知しなければならない。</u></p> <p>3 契約者構成員から前項の通知がなく、<u>更新契約にかかる保険料が</u></p>	<p>第 26 条（保険契約の更新）</p> <p>1 本会は、<u>被保険者に対して、保険期間満了日までに更新前契約の満了及び更新について通知する。</u></p> <p>2 被保険者は、契約を更新しない場合又は契約内容の変更（第 13 条に定める告知事項の変更を含む。）を求める場合には、<u>保険期間満了日までに本会へ通知しなければならない。</u></p> <p>3 被保険者から前項の通知がなく、<u>更新契約にかかる保険料が</u></p>

<p>払い込まれた場合、本会は、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。</p> <p>4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定および保険料率を適用する。</p> <p>5 本条の規定により保険契約を更新した場合、本会は、契約者構成員に対して保険契約証等を交付する。</p> <p>第 27 条（更新時における保険料の増額または保険金の減額等）</p> <p>1 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て、次の変更（以下、この条において「契約条件の変更等」という。）を行うことがある。</p> <p>(1) 保険料を増額しまたは保険金額を減額すること</p> <p>(2) 保険契約の更新を行わないこと</p> <p>2 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の 2 ヶ月前までに契約者構成員に通知する。</p> <p>第 28 条（保険金の減額等）</p> <p>1 第 4 条第 1 項に定める他損事故の被害者が本会の構成員である場合、第 8 条の事由に該当しない場合であっても、当該被害者である構成員に次に定める重大な過失が認められるときは、本会は支払うべき保険金の額から、審査委員会の裁定基準に従い 5% の額を上限として（ただし 200 万円を限度とする。）減額することができる。</p> <p>(1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの（以下、「獵服等」という。）の双方またはその一方を着用していないかった場合。</p> <p>2 第 4 条第 1 項および第 2 項の事故の際に、被保険者構成員が次に定める順守義務違反が認められる場合、本会は当該被保険者構成員に支払うべき保険金の額から、10 万円を限度として別表 5 に定める金額を減額することができる。</p> <p>(1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの双方またはその一方を着用していないかった場合。</p> <p>第 29 条（保険期間中の保険料の増額または保険金の削減）</p> <p>1 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険期間中において、行政庁の認可を得て、保険料を増額しまたは保険金額を減額する変更（以下、この条において「契約条件の変更等」という。）を行うことがある。</p> <p>2 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可を取得したのちただちに、その対象となる保険契約の契約者構成員に通知する。</p> <p>3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の承認を得てこれを定め、本会がこの普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。</p> <p>第 30 条（保険金の裁定についての異議申立）</p> <p>1 保険金の裁定に不服のある契約者構成員または保険金の受取人</p>	<p>まれた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。</p> <p>4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定及び保険料率を適用する。</p> <p>5 本条の規定により保険契約を更新したときは、被保険者に対して保険契約証等を交付する。</p> <p>第 27 条（更新時における保険料の増額又は減額等）</p> <p>1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て次の変更を行ことがある。</p> <p>(1) 保険料を増額し又は保険金額を減額すること</p> <p>(2) 保険契約の更新を行わないこと</p> <p>2 前項に定める変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の 2 ヶ月前までに被保険者に通知する。</p> <p>第 28 条（保険金の減額等）</p> <p>1 第 4 条第 1 項に定める他損事故の被害者が第 1 種又は第 2 種銃構成員である際に、狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において当該被害者に本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していないかった順守義務違反が認められる場合には、第 8 条の事由に該当しない場合であっても、審査委員会の裁定により支払うべき保険金の額の 5% の額を上限として減額することができる。</p> <p>2 第 4 条第 1 項又は第 2 項の事故の際に、第 1 種又は第 2 種銃構成員である被保険者に次の順守義務違反が認められる場合には、別表 5 により、被保険者又は保険金請求者である損害保険会社に支払うべき保険金の減額、もしくは、被保険者に対して被保険者が被害者に支払うべき事故賠償金の一部に相当する本人負担金の請求をすることができる。</p> <p>(1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において、本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していないかった場合</p> <p>(2) 狩猟行為中に、大粒散弾（6 粒～15 粒/弾）を使用した場合</p> <p>第 29 条（保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減）</p> <p>1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において、行政庁の認可を得て保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行ことがある。</p> <p>2 前項に定める変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可を取得後直ちに、その対象となる被保険者に通知する。</p> <p>3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の認可を得てこれを定め、この普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。</p> <p>第 30 条（保険金の裁定についての異議申立）</p> <p>1 保険金の裁定に不服のある被保険者等は、裁定通知を受けた日から</p>
--	--

<p>は、裁定通知をうけた日から 30 日以内に、本会に対し異議の申し立てをなし、再審査を請求することができる。</p> <p>2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば、再度保険金の給付の有無並びにその金額を裁定しなければならないものとする。</p> <p>第 31 条（保険金請求権時効）</p> <p>契約者構成員は、事故が発生したときは、事故のあった日から 1 年以内に本会に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から 3 年間に限り、保険金を請求することができるものとし、3 年を経過したときは、契約者構成員は、保険金を請求する権利を失い、本会は、保険責任を負わないものとする。</p> <p>第 32 条（再請求についての制限）</p> <p>契約者構成員または保険金受取人は、同一の事故について 2 回以上保険金を請求することはできない。</p> <p>第 33 条（保険金の給付順位）</p> <p>1 被保険者が第 6 条の事故もしくは第 7 条により死亡したときは、保険金はその遺族が請求し、かつ、受領する。</p> <p>2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第 42 条から 45 条までの規定を準用する。</p> <p>第 34 条（受給権の処分禁止）</p> <p>1 契約者構成員は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。</p> <p>2 前項の規定に違反し、これを譲り渡し、又は担保に供してもこれをもって本会に対抗することができないものとする。</p> <p>第 35 条（契約者構成員相互の事故）</p> <p>契約者構成員相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者のみが保険金を請求することができることとする。</p> <p>第 36 条（訴訟の提起）</p> <p>保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。</p> <p>第 37 条（準拠法）</p> <p>本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。</p> <p>附 則（令和元年 6 月 18 日）</p> <p><u>この変更約款は、令和元年 9 月 15 日から適用する。</u></p> <p>別表 1 後遺障害給付基準（他損）</p> <p>別表 2 部位症状別給付限度日数（自損）（→別紙のとおり）</p> <p>別表 3 後遺障害給付基準（自損）（→別紙のとおり）</p> <p>別表 4 保険金請求書類</p> <table border="1"> <tr> <td>請求する保険金の種類</td> <td>必要書類</td> </tr> <tr> <td>他損事故保険金</td> <td>[被保険者が請求する場合]</td> </tr> </table>	請求する保険金の種類	必要書類	他損事故保険金	[被保険者が請求する場合]	<p>30 日以内に本会に対し異議の申し立てを行い、再審査を請求することができます。</p> <p>2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば再度保険金の給付の有無及びその金額を裁定しなければならないものとする。</p> <p>第 31 条（保険金請求権時効）</p> <p>被保険者等は、事故が発生したときは、事故のあった日から 1 年以内に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から 3 年間に限り保険金を請求することができるものとし、3 年を経過した場合には保険金を請求する権利を失い、本会は保険責任を負わないものとする。</p> <p>第 32 条（再請求についての制限）</p> <p>被保険者等は、同一の事故について 2 回以上保険金を請求することはできない。</p> <p>第 33 条（保険金の給付順位）</p> <p>1 被保険者が第 6 条の事故又は第 7 条の疾病により死亡したときは、保険金はその遺族が請求しつつ受領する。</p> <p>2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第 42 条から 45 条までの規定を準用する。</p> <p>第 34 条（受給権の処分禁止）</p> <p>1 被保険者等は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。</p> <p>2 前項の規定に違反しこれを譲り渡し又は担保に供しても、これをもって本会に対抗することができないものとする。</p> <p>第 35 条（被保険者相互の事故）</p> <p>被保険者相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者又はその代理人である損害保険会社のみが保険金を請求することができるものとする。</p> <p>第 36 条（訴訟の提起）</p> <p>保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。</p> <p>第 37 条（準拠法）</p> <p>本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。</p> <p>附 則（令和元年 6 月 18 日）</p> <p><u>この変更約款は、令和元年 9 月 15 日から適用する。</u></p> <p>別表 1 後遺障害給付基準（他損）</p> <p>別表 2 部位症状別給付限度日数（自損）（→別紙のとおり）</p> <p>別表 3 後遺障害給付基準（自損）（→別紙のとおり）</p> <p>別表 4 保険金請求書類</p> <table border="1"> <tr> <td>請求する保険金の種類</td> <td>必要書類</td> </tr> <tr> <td>他損事故保険金</td> <td>[被保険者が請求する場合]</td> </tr> </table>	請求する保険金の種類	必要書類	他損事故保険金	[被保険者が請求する場合]
請求する保険金の種類	必要書類								
他損事故保険金	[被保険者が請求する場合]								
請求する保険金の種類	必要書類								
他損事故保険金	[被保険者が請求する場合]								

	<ul style="list-style-type: none"> ・医師診断書（死亡の場合、死亡診断書又は死体検査書） ・所属獵友会長の証明書 ・死亡の場合は死者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し（鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」の写し、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し） ・被害者の診療明細書 ・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・獵犬の咬傷による場合は、当該獵犬についての届出書 		<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書 ・被害者の診療明細書 ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「事業従事者であることを証する書類」の写し ・獵銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類 ・被害者が死亡の場合は、死亡診断書又は死体検査書及び死者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺傷害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・獵犬の咬傷等による場合は、当該獵犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真 <p>[損害保険会社が請求する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途定める保険金請求書及び添付書類
自損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書（死亡の場合、死亡診断書又は死体検査書） ・所属獵友会長の証明書 ・死亡の場合は死者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し（鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」の写し、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し） ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・鳥獣捕獲中に発生した第6条の事故（親族に対する他損事故）の場合、鳥獣捕獲許可証もしくは従事者証 	自損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書（原則として通院又は入院の通算日数が30日を超える場合に限る。） ・病院等が発行する通院又は入院に関する証明書又は医療費支払いに関する領収証等の写し ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「事業従事者であることを証する書類」の写し ・獵銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・死亡の場合は、死亡診断書又は死体検査書及び死者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・後遺傷害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・獵犬の咬傷等による場合は、当該獵犬の登録証明書又は鑑札の写し ・事故の状況を証する写真
狩猟行為中疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書（死亡の場合、死亡診断書又は死体検査書） ・所属獵友会長の証明書 	狩猟行為関連疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・死亡診断書（疾病と死亡との関係を明らかにするもの） ・死者の相続人を確知しうる戸籍謄本

<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の場合は死者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し（鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」の写し、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の証明書 ・狩猟行為中の場合は、狩猟者登録証の写し ・鳥獣捕獲行為中の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、「事業従事者であることを証する書類」の写し ・獵銃による狩猟行為中の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・疾病発症や動物による咬傷等の状況を証する写真
---	--

別表 5 保険金から減額する金額

第 28 条第 2 項の規定により保険金から減額する金額は以下のとおりとする。

順守義務違反の内容	保険金から減額する金額
配布ベスト・帽子又はこれと同等程度の識別効果のあるベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金に 10% を乗じて得た金額（但し、10 万円を限度とする。以下、同様）の 100%
上記ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金に 10% を乗じて得た金額の 70%
上記帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金に 10% を乗じて得た金額の 30%

別表 5 保険金から減額する又は請求できる本人負担金の金額

（削除）

順守義務違反の内容	減額又は請求できる金額
大日本獣友会安全狩猟ベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に 10% を乗じて得た金額（ただし、自損事故の場合 10 万円を、他損事故の場合 200 万円を限度とする。）
上記帽子を着用し、ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金額に 10% を乗じて得た金額の 70% （同上）
上記ベストを着用し、帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に 10% を乗じて得た金額の 30%
大粒散弾を使用した場合	支払うべき保険金額に 10% を乗じて得た金額（ただし、他損事故の場合 200 万円を限度とする。）